

志木市後見ネットワークセンター便り

専門職研修(3月1日実施)

林真由美弁護士を講師に迎え、福祉職にむけた専門職研修を行いました(参加者23名)。

『専門職に聞く福祉職のための成年後見制度のいろは』というテーマのもと、後見業務の実際と福祉職との連携のポイントを学びました。福祉職が成年後見制度の理解を深めることで、適切な制度利用や受任後の成年後見人との連携につながります。本人にとって最良の支援を行うために、支援者同士の協力が必要不可欠であることを改めて実感する研修となりました。

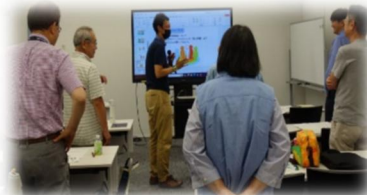


フォローアップ研修(7月2日実施)

市民後見人候補者を対象とした、今年度第1回目の研修を実施しました(参加者16名)。

「対象者理解」をテーマとして、高齢・障がい福祉分野の講師より、対象者の特性と接し方のポイントなどを学びました。また、次回の研修は施設での現場実習を予定しています。

市民後見人として実際に活動していく上で、対象者について理解しておくことはとても大切です。本研修が、今後の市民後見人活動のバックアップの1つになれば幸いです。



参加者の声(研修後アンケートより)

- ◇専門的で難しい内容だったが、分かりやすく教えてもらった。
- ◆現場実習の前に今日の資料で復習をしてから参加したい。
- ◇時間があれば、対話形式で(接し方などを)実践してみたかった。
- ◆障がい者施設は行ったことがないので、ぜひ実習で行ってみたい。
- ◇現場の方から対象者の接し方を学べて、大変役に立つ内容だった。
- ◆各分野(各施設)の特殊性が理解できてよかった。など



『頼れる親族等がない方の将来の備えや成年後見制度について』

後見ネットワークセンターでは、専門職が集まり運営方法や方針について企画運営会議を実施しています。今回は、企画運営会議メンバーである埼玉県司法書士会の高橋明子先生にお話を伺いました。



成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります。法定後見制度は、判断能力が減退された方が利用する制度で、判断能力の程度に応じて**補助・保佐・後見の3類型**に分けられます。本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行い、補助人、保佐人あるいは後見人の支援者を選任してもらいます。利用例を挙げると、補助制度は高齢等に伴い物忘れがあるなど判断能力が減退した方が利用でき、入院契約など支援してもらいたい一定の法律行為について、補助人に代理権を付与することにより支援をしてもらうことができます。

任意後見制度は、判断能力があるうちに、将来に備えて、ご自身で信頼できる人に施設入所など支援してほしい内容を決めて依頼する契約を公正証書で結んでおくものです。

任意後見契約を締結するには費用等の点で心配だという方には、社会福祉協議会の事業で成年後見制度と類似した日常生活の支援を行う**「あんしんサポートねっと事業」**を紹介することもあります。また、近年では高齢者等に対して身元保証や日常生活支援等のサービスを行う民間事業者も増えてきており、課題が提起されていたところ、6月に**「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」**が内閣府から示されました。

以上的高齢者等を支援する制度・事業については、高齢者等の判断能力が減退し、保護が必要になったときの監督機関の存在が重要になってきます。法定後見制度は、家庭裁判所が事務の監督を行い、必要に応じて監督人を選任します。任意後見契約についても、判断能力が減退した際には、任意後見監督人を選任する決まりになっています。前述の2つのサポート事業では、第三者の監督機関はありませんので、法定後見制度を利用することが重要になってきます。

高齢者や知的・精神障がいのある方が、財産を守り、安心して日々の生活を送ることができるよう、お困りのことがありましたら後見ネットワークセンターをご活用ください。

法律 相談

法律相談では、弁護士・司法書士が成年後見制度等について相談に応じています。是非、ご活用ください。（予約優先）

◆実施日：金曜日（月4回）◆受付時間：13時～16時



発行：志木市基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

次回発行は、令和6年10月予定です